

令和元年度 第1回 庄原市総合教育会議次第

と き 令和2年1月29日（水）14:00～

ところ 庄原市役所本庁5階第3委員会室

1 開会

2 市長あいさつ

3 議題

(1) 庄原市の児童生徒の現状について 【資料1】

(2) 庄原市学校運営協議会の設置について（案） 【資料2】

4 その他意見交換

5 閉会

庄原市総合教育会議構成員名簿

職 名	氏 名
市 長	木山 耕三
教 育 長	牧原 明人
教育委員 (教育長職務代理者)	末信 丈夫
教育委員	横山 和明
教育委員	神本 久美
教育委員	立花 有佐

平成31年度全国学力・学習状況調査の結果

○調査結果（平均正答率（％）） ※平成31年4月18日実施

		庄原市	広島県	全 国
小学校 第6学年	国 語	68	66	63.8
	算 数	69	68	66.6
中学校 第3学年	国 語	76	74	72.8
	数 学	61	60	59.8
	英 語	57	56	56.0

※今年度から、国語、算数・数学のA問題とB問題が統合された。

※中学校英語は今年度初めて実施された。次回は令和4年に実施予定。

※県及び市の平均正答率については、小数点以下は公表されていない。

○結果の概要

小学校・中学校ともに、全ての調査教科において、平均正答率が県平均、全国平均を上回っている。教職員の研究姿勢や授業改善の努力、子供たちの学ぶ意欲やこつこつと勉強を継続する頑張り、良い結果に結び付いてきている。

一方、正答率が低かった問題を精査してみると、いずれの教科においても「書く力」を求められる問題に課題がある。例えば、国語では「目的や意図に応じて自分の考えの理由を明確にし、まとめて書くこと」、算数・数学では「資料の特徴や傾向を読み取り、それを関連付けて判断の理由を説明すること」「問題解決の方法を数学的に説明すること」、英語では「相手に伝わる英語で表現すること」などがある。

今後も、授業や家庭学習において「書く力」を付ける取り組みを継続して行っていく必要がある。

令和元年度児童生徒の体力・運動能力調査の結果

○調査結果（◎：H30 全国平均値以上、▼：H30 全国平均値未満）

		握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	シャトルラン	50m走	立ち幅とび	ボール投げ	平成30年度の全国平均値以上	
										項目数	割合
小学校	1年	▼	▼	◎	◎	◎	▼	◎	◎	5 30 / 48 項目	62.5%
	2年	▼	▼	◎	◎	▼	▼	◎	◎		
	3年	◎	◎	◎	◎	◎	▼	◎	◎		
	4年	▼	◎	◎	◎	◎	▼	◎	◎		
	5年	▼	◎	◎	◎	▼	▼	▼	◎		
	6年	▼	◎	◎	◎	▼	▼	▼	◎		
	1年	▼	▼	◎	◎	◎	▼	▼	◎	4 38 / 48 項目	79.2%
	2年	▼	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	3年	◎	◎	◎	◎	◎	▼	◎	◎		
	4年	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	5年	◎	◎	◎	◎	▼	▼	◎	◎		
	6年	◎	◎	◎	◎	▼	▼	◎	◎		
中学校	1年	◎	◎	◎	◎	▼	▼	◎	◎	6 14 / 24 項目	58.3%
	2年	▼	◎	▼	◎	▼	▼	▼	▼		
	3年	◎	◎	◎	◎	▼	◎	◎	▼		
	1年	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	8 17 / 24 項目	70.8%
	2年	◎	◎	◎	◎	▼	▼	▼	◎		
	3年	◎	▼	◎	◎	▼	▼	▼	◎		
各項目での全国平均値以上の割合		56%	78%	94%	100%	44%	22%	67%	89%		

※シャトルラン（往復持久走）…20m間隔に引かれた線の間を、CD等の合図音に合わせて往復する体力測定方法。

○結果の概要

小・中学校の長座体前屈、反復横跳び、ボール投げは、概ね全国平均値を上回っている。昨年度の中学校第2学年男子は、全国平均値以上の項目が2つと課題であったが、今年度第3学年では6つに改善した。

小学校男子は、全国平均値以上の項目の割合が62.5%であり、昨年度と比較すると約20p減少している。小学校女子、中学校女子も、全国平均値以上の項目の割合はそれぞれ79.2%、70.8%であり、昨年度と比較すると約6p、約8p減少しているものの、継続して70%を超えている。

50m走は、小学校男子の全学年において全国平均値を下回っており、小・中学校全体で見ても、全国平均値以上の割合が22%と低くなっている。シャトルランは、継続して中学校に課題がある。

平成30年度庄原市小・中学校の生徒指導に係る状況

○状況

		平成30年度				
		庄原市	広島県	1000人当たりの発生件数		
				庄原市	広島県	全国
小学校	暴力(件)	8(6)	1,095(593)	5.2	7.2	5.7
	いじめ(件)	118(24)	5,127(2,963)	76.2	33.6	66.0
	不登校(人)	7(7)	1,074(893)	4.5	7.0	7.0
中学校	暴力(件)	4(2)	868(669)	4.8	11.4	8.9
	いじめ(件)	18(13)	1,875(1,202)	21.8	24.7	29.8
	不登校(人)	24(33)	2,438(2,149)	29.1	32.1	36.5

※ () は平成29年度の数値。

※ いじめの認知件数については、早期発見・早期対応・早期解決のため、本人が嫌な思いをしたこと等、積極的に認知することを徹底したことにより、前年度よりも大きく増加している。

○概要

【暴力行為の発生件数】

平成29年度と比較すると、小学校、中学校ともに2件増加した。

小学校の内訳は、対教師暴力が1件、生徒間暴力が7件、中学校の内訳は、対教師暴力が1件、生徒間暴力が3件であった。

※ 暴力行為への対応については、学校の指導方針を明確にして保護者連携を早急に行うとともに、児童生徒の実態に応じて適切な指導・支援がなされるよう、警察や北部こども家庭センターや医療機関と連携する。また、生徒指導規程及び問題行動マニュアルに基づく毅然とした指導体制を確立する。

【いじめの認知件数】

平成29年度と比較すると、小学校では94件増加し、中学校では5件増加した。

いじめの態様は、小学校では、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる(62件)」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする(34件)」が多かった。中学校では、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる(11件)」が多かった。

※ いじめの問題については、いじめか否かの判断が個人で行われることがないように、報告・連絡・相談体制を整備し、組織的に早期発見・早期対応・早期解決につなげるなど、各学校のいじめ防止基本方針に基づいて適切に対応する。また、いじめを認知した場合、少なくとも3か月経過するまで、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視する。

【不登校児童生徒数】

平成29年度と比較すると、小学校では増減なし、中学校では9人減少した。

不登校の要因として、小学校では、家庭に係る状況(3人)、学校のきまり等をめぐる問題(2人)などが挙げられる。中学校では、学業の不振(8人)、家庭に係る状況(4人)、いじめを除く友人関係をめぐる問題(4人)などが挙げられる。

※ 不登校の問題は初期対応・早期対応が特に重要であることから、不登校を支援するコーディネーター役を明確にし、児童生徒の変化を早期に把握できる体制の工夫、複数でチームによる支援を行う。また、未然防止のための魅力ある学校、学級づくりを推進し、授業の中で個に応じた指導、学ぶ意欲を育む生徒指導の三機能を生かした指導の充実、児童生徒の学級や学校等集団への帰属意識を高める特別活動の充実を図る。

庄原市学校運営協議会の設置について（案）

1 趣旨

保護者や地域住民が当事者意識をもって学校運営に参画する学校運営協議会制度の導入により、学校・地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を進める。また、質の高い学校教育の実現を図るため、学校・家庭・地域の創意工夫を生かした教育をより一層推進することにより、子供が抱える課題を地域とともに解決する仕組みを構築する。

2 学校運営協議会制度導入の背景

学校運営協議会制度は、これまでの学校運営の改善の取り組みをさらに一歩進めるものとして、平成16年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入されたものである。その後、平成29年3月、同法の改正により、学校運営協議会の設置について努力義務化された。

県内では、府中市が平成26年度から順次設置し平成31年度に全校設置、竹原市が令和2年度に4校設置し令和4年度に全校設置予定、安芸高田市が令和2年度から全校設置予定など、各市町において、学校運営協議会設置に向けた取り組みが進められている。県立学校においては、平成31年度から全校に学校運営協議会が設置されている。

本市ではこれまで、各学校において、学校評議員制度（※1）や学校関係者評価（※2）等の活用、自治振興区等との連携により、地域に開かれ、信頼される学校づくりを推進してきている。このようなこれまでの取り組みを土台とし、学校評議員制度や学校関係者評価から、学校運営協議会制度へ順次移行し、学校・家庭・地域が一体となった、より良い教育の実現を目指していく。

※1 校長の求めに応じ、学校運営に関する意見を述べる制度

※2 学校が行う学校運営の状況に関する自己評価の結果についての評価

3 学校運営協議会設置の根拠

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6】

- 教育委員会は、学校運営協議会を置くように努めなければならない。
- 教育委員会は、学校運営協議会の委員を任命する。
- 教育委員会は、学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

4 学校運営協議会の概要

(1) 学校運営協議会委員について

名 称	庄原市学校運営協議会委員
身 分	非常勤の特別職
任 期	1年間（原則 4/1～3/31：任命の日が属する年度の末日まで）
報 酬	年額 9,000 円（3月に支給）
人 数	1校あたり 10人以内（※校長の他、次の者） ○対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 ○対象学校の校区内の地域住民 ○対象学校の運営に資する活動を行う者 ○対象学校の教職員 ○その他教育委員会が適当と認める者
主な役割	○校長の作成する学校運営の基本方針を承認する。 ○学校運営について、教育委員会又は校長に意見を出すことができる。 ○学校運営について、保護者及び地域住民の理解、協力、参画等が促進されるよう、必要な活動を行う。 ○学校運営状況について、毎年度 1回以上評価する。

(2) 学校運営協議会の会議の例

時 期	内 容
4月	【第1回】今年度の運営協議会について説明 学校運営の基本方針等の説明・承認
8～9月	【第2回】学校運営の中間評価
2～3月	【第3回】学校運営の最終評価 次年度の方針について協議

5 学校運営協議会の導入スケジュール

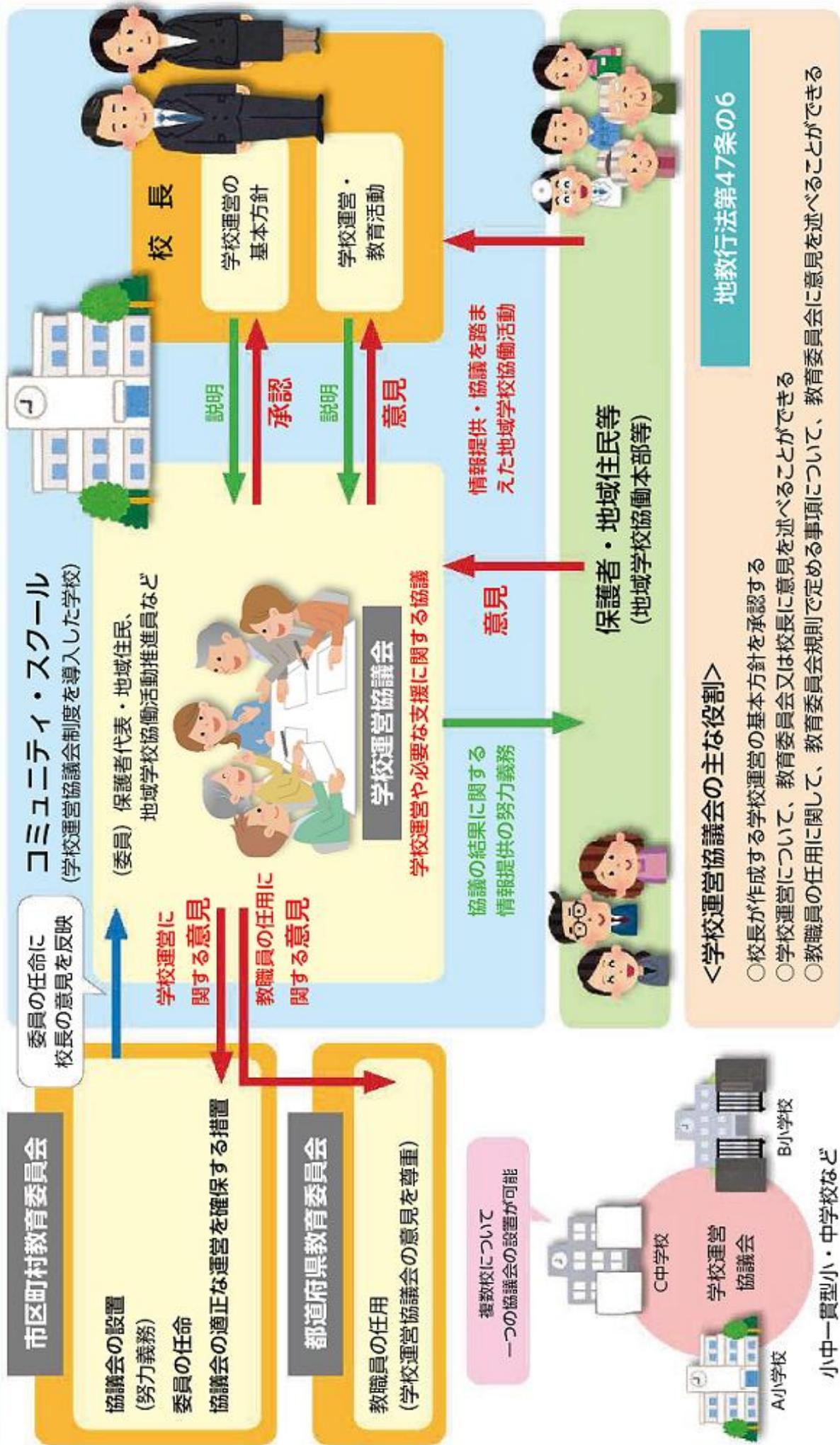
○令和2年4月から令和4年3月まで

庄原中学校、東城中学校に設置し研究を進める。

○令和4年4月以降

国の動向等を踏まえ、随時、設置について検討を進める。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み



学校評議員から学校運営協議会への発展

開かれた学校づくりに向けて一定の役割を果たしてきた学校評議員制度ですが、校長の求めに応じて個人的に意見を述べてきた体制から段階的に発展し、子供たちや地域の未来に向けて学校・家庭・地域が社会総掛かりで**当事者意識をもって**取り組めるよう、学校評議員を学校運営協議会委員として任命します。このことにより、委員は校長先生の求めに応じて意見を述べるだけでなく、一定の権限と責任をもって「**合議体**」として**学校運営**そのものに意見を述べるできるようになります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

学校教育法施行規則

学校運営協議会規則(教育委員会規則)

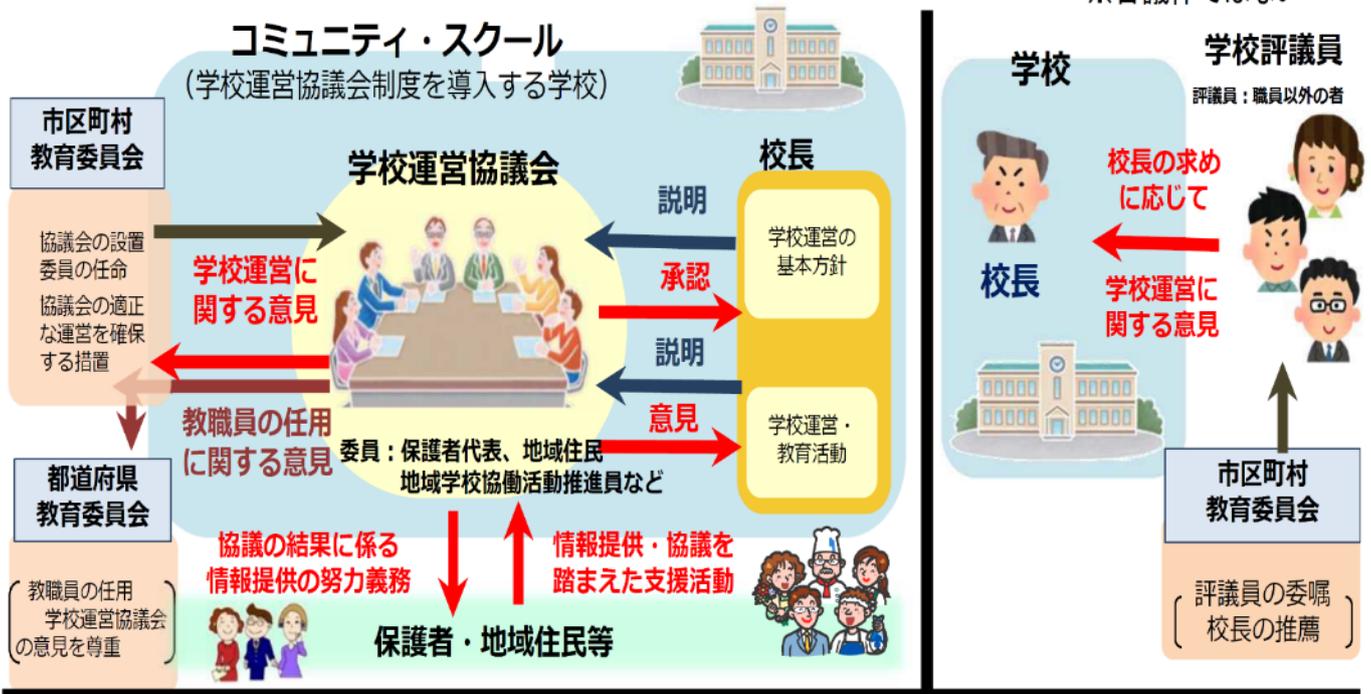
学校管理規則

学校運営協議会 <合議体>

学校評議員

※合議体・・・複数の構成員の合議によってその意思を決定する組織体

※合議体ではない



保護者や地域の方々が一定の権限をもって学校運営に参画することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総掛かりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的

校長が、必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を聞くことを目的

協議体の設置(校長の運用によらない)	←	継続性の観点	→	校長の異動に左右
協議体による組織的な活動の広がり	←	組織的活動の観点	→	想定していない
法令等に基づき役割(権限)が明確化	←	役割の明確化の観点	→	校長の運用
主体的参画による連携・協働性が向上	←	連携・協働性の観点	→	第三者的関わり

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(第47条の6)

第四十七条の六

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
 - 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
 - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
- 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。